第8期

江南市

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

概要版

令和3年3月

江南市

1　計画策定の趣旨

（1）法令等の根拠

本計画は、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の８の規定に基づき、介護保険事業と高齢者に関する福祉事業等を始めとする、総合的な施策の内容を定めるものです。介護給付や予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の必要量や費用額の見込、生活支援、介護予防や生きがいづくり等、高齢者が安心して暮らせる地域環境をつくるために必要な事項を定めます。

（2）基本理念

基本理念1　介護不安のない老後生活の実現

- 高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して暮らす環境づくりを推進していきます。
- 介護保険サービスだけでなく、介護予防・日常生活支援総合事業の推進、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進等、多様なサービスを地域の中に確保していきます。

基本理念2
利用者本位の介護サービス供給体制づくり

- 各関係機関との連携のもと、介護サービス事業者情報の提供や相談体制の充実を図り、利用者本位のサービス供給体制のさらなる整備に努めていきます。

基本理念3　市民・地域が一体となった福祉社会の実現

- 市民・地域が一体となった福祉社会の実現のため、高齢者のニーズ及びサービス資源の把握をしていきます。
- サービスの担い手を確保するため、新規参入を促進するとともに、地域福祉を支える市民との連携を推進し、地域で支え合う社会づくりに向けて、市民意識の高揚を図っていきます。

基本理念4　介護予防、生活支援への体制づくり

- 高齢者が自覚をもって、元気なころから健康づくりや生活習慣病の予防に取り組むよう努めていきます。
- 高齢者の閉じこもりや、虚弱な高齢者が寝たきりの状態にできる限りならないようにし、豊かで健やかな生活が営めるよう、生活支援を充実していきます。
- 高齢者をはじめ誰もが住みやすいまちづくりに向けて、総合的な福祉環境の向上を図っていきます。

2　計画の期間

令和３年度から令和５年度までの３年間を計画の期間とし、令和７年及び令和22年を見据えた中長期的な視点をもち、地域包括ケアシステムを推進していくものです。

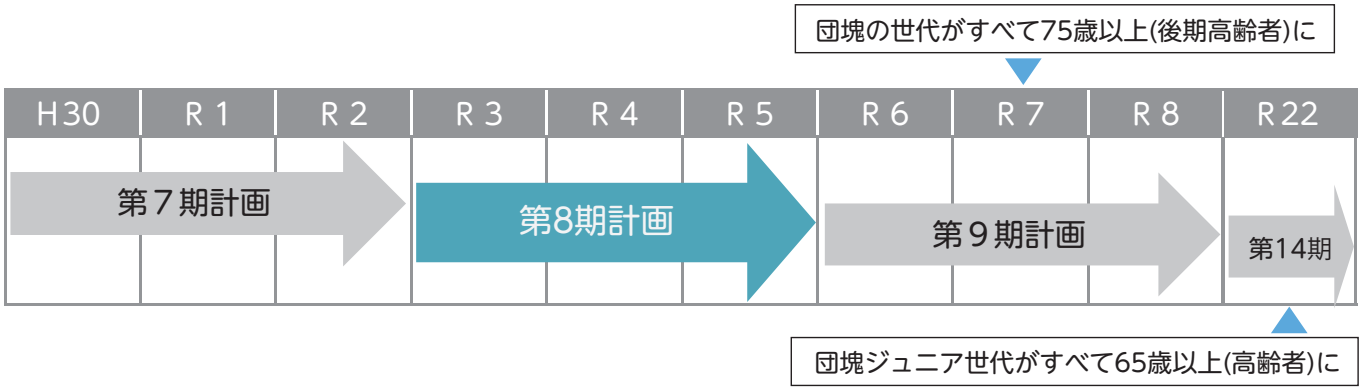

3　高齢者の現状と今後の見込み

(１)人口の推移と今後の見込み

高齢化率(総人口に対する65歳以上人口の割合)は、年々上昇しており、令和５年では27.8%、令和22年には33.8%と見込んでいます。

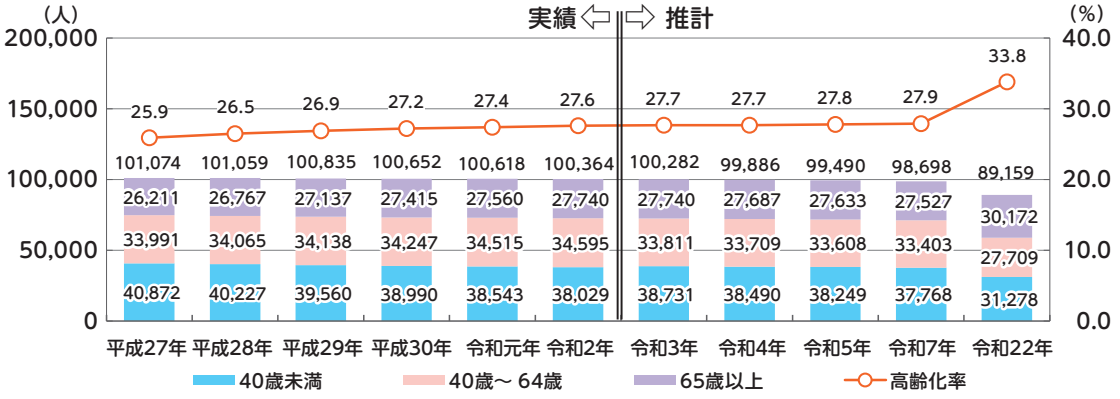

(２)要介護認定者数の推移と今後の見込み

要介護認定者数は、高齢者人口の増加に伴い年々増加しており、団塊の世代が７５歳以上となる令和７年には4,９７９人、令和２２年には5,５３１人と見込んでいます。

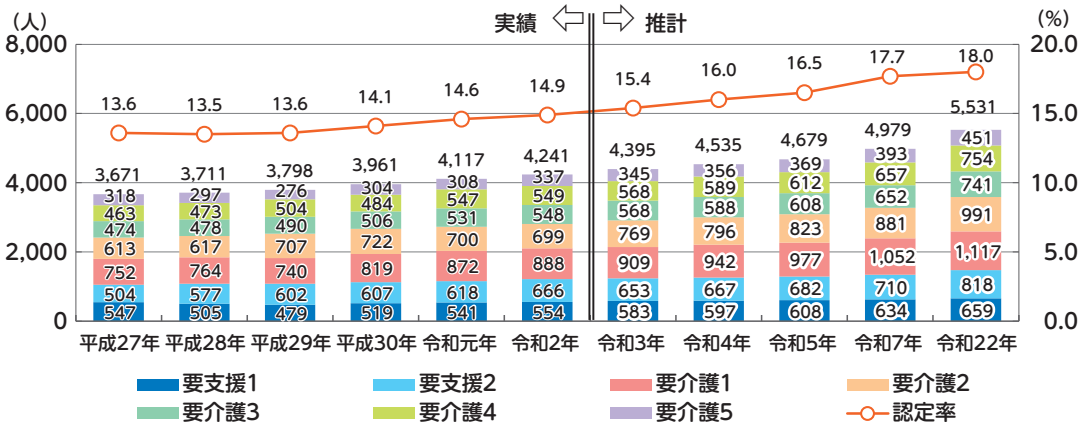

4　計画の推進方策

(1)介護保険事業

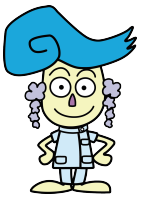

国が「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に掲げる、介護給付対象サービス及び地域支援事業を基本として実施していきます。

計画期間中は、本市独自の支給限度基準額の上乗せ、市町村特別給付は行わず、介護保険対象外のサービスについては、福祉サービスとして実施していきます。

	サービス名	内　容
居宅サービス等	訪問介護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの介護や身のまわりのお世話をします。
	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。
	訪問看護 介護予防訪問看護	看護師などが家庭を訪問して療養上の世話、または診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、機能訓練を行います。
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
	通所介護	デイサービスセンターなどへ通う方に対して、食事、入浴の介護などを行います。
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設などへ通う方に対して、食事、入浴の介護や機能訓練などを行います。
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの短期間入所者に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護、機能訓練などを行います。
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの短期間入所者に、看護や医療的管理のもとで必要な医療および日常生活の介護を行います。
	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車いす、特殊寝台などを貸与します。
	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者などに対して、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費を支給します。
	住宅改修 介護予防住宅改修	手すりの取付け、床段差の解消などの住宅改修費を支給します。
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入居者に、介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。
	居宅介護支援 介護予防支援	ケアマネジャーがケアプランを作成します。
地域密着型サービス	定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	中重度の方の在宅生活を支えるため、日中、夜間、深夜、早朝を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、また通報を受け、自宅において、食事、入浴、排せつなどの介護、その他の日常生活上の世話を行います。
	地域密着型通所介護	身近な地域のデイサービスセンターなどへ通う方に対して、食事、入浴の介護などを行います。
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	認知症状のある方に対して、施設へ通い、食事、入浴、排せつの援助や機能訓練などのサービスを行います。
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	当該事業所に登録した方を対象に「通い」を中心として、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症状のある方が、介護や機能訓練を受けながら少人数で共同生活を行います。
	地域密着型特定施設入所者生活介護	定員29人以下の有料老人ホームなどの入所者に介護、日常生活上のお世話、機能訓練などを行います。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅において適切な介護を受けることが困難な方に対し、身近な地域において、食事、入浴、排せつなどの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。
	看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる療養上の世話や、診療の補助のサービスを行います。

	サービス名	内　　容
施設サービス	介護老人福祉施設	常時介護が必要で、居宅での生活が困難で施設に入所した方に対して、日常生活上の支援や介護を行います。
	介護老人保健施設	状態が安定している方が在宅復帰できるよう、施設に入所してリハビリテーションを中心としたケアを行います。
	介護療養型医療施設 介護医療院	入院している方に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもと介護その他の世話、機能訓練など必要な医療を行います。また、介護医療院は、生活施設としての機能も備えています。

（2）地域支援事業

要介護状態になるおそれの高い方に対して、心身の状態の改善、生活機能全体の向上を図り、健康で生き生きとした生活や人生を営むことができるよう事業の実施に取り組みます。また、地域の集まりの場へ自らが積極的に参加し、介護予防ができるよう支援していきます。

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進のため、市とともに中心となって医療、介護、生活支援サービス事業者等と連携し、介護予防を推進していきます。

		サービス名	内　　容
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯などの日常生活上の支援や保健・医療の専門職により提供される３～６か月の短期間で行われる支援（訪問型サービスＣ）があります。
		通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援や、保健・医療の専門職により提供される３～６か月の短期間で行われる支援（通所型サービスＣ）があります。
		生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供して食生活を支援するとともに、利用者の安否の確認を図ります。
		介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを行います。
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	運動器機能向上、食生活改善、口腔機能向上、認知症予防の講座やパンフレットの配布等を行います。
		地域介護予防活動支援事業	地区の施設（公民館や公会堂など）で運動ができるよう、講師を派遣します。 身近な場所で運動をすることによって、地域で集まるきっかけになるよう支援します。
		地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門的な知見を有する者が、通所系サービス、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、地域の集まりの場等に関わるような体制づくりに努めます。
包括的支援事業	在宅医療・介護連携推進事業		在宅医療推進のため、各機関・職能団体との連携強化に向けた働きかけを行い、在宅医療・介護連携の体制を構築していきます。
	生活支援体制整備事業		地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの充実、地域における支え合いの体制づくりを推進します。
	認知症総合支援事業		認知症の早期診断・早期対応に向けて、初期の支援を集中的に行い、在宅での生活をサポートする「認知症初期集中支援チーム」、地域での認知症予防・認知症対応を推進する「認知症地域支援推進員」を設置します。
	地域ケア会議推進事業		日常生活圏域ごとの地域ケア会議を開催して、個々の問題について話し合い、解決策を生み出せるようにしていきます。また、把握した地域課題については、関係者と協議しながら、解決に向けて協議していきます。
任意事業	家族介護支援事業		介護予防の推進を図るとともに、要介護状態になっても尊厳を保って心豊かな生活が送れるよう、介護する家族の身体的・精神的負担を軽減させる支援を行います。
	成年後見制度利用支援事業		低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。また、成年後見センターのある社会福祉協議会と情報共有しながら、制度の周知を図ります。
	住宅改修支援事業		住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の作成費を助成します。
	生活援助員派遣事業		高齢者の特性に配慮した、ケア付の高齢者向け集合住宅（シルバーハウジング）で生活している方に対し、生活援助員が日ごろから高齢者の状況把握を適切に行い、生活指導・相談、緊急時の対応等を支援します。
	介護サービス相談員派遣事業		各施設等に介護サービス相談員を派遣し、サービス利用者からの相談受付、サービス提供者との意見交換により、サービスが適切に行われるよう支援します。

【重点取組】認知症ケアの取組

取　組	内　　容
認知症サポーターの養成及び活動	認知症サポーターを地域づくりの重要な戦力として位置づけ、認知症が原因となって起こる、地域での様々な問題に対しての協力者として活動していただけるような取り組みに努めます。また、令和７年までのチームオレンジ※の開始に向けて、関係機関と協議していきます。
キャラバン・メイトの養成及び活動	認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトの活躍の場を広げ、地域の担い手としての活動を推進します。また、令和７年までのチームオレンジ※の開始に向けて、関係機関と協議していきます。
認知症の方を介護する家族へのサポート	現在、江南認知症家族会が設立されており、家族同士が交流し、介護するうえでの悩みや相談をお互いが共有できる場として活動しています。今後の家族会の取り組みに対して支援します。また、認知症カフェなど、家族同士が交流できる活動を支援します。
認知症行方不明者捜索協力体制の充実	認知症になっても、安心して自宅で暮らせるまちづくりを目指し、市民に対して認知症に関しての正しい理解を啓発することなどを目的として、捜索訓練を実施します。また、見守りシール交付事業の普及啓発に努めることで、認知症行方不明者捜索協力体制の充実を図ります。
認知症に関する相談窓口の周知	現在、認知症に関する相談への対応は、地域包括支援センターが中心となって活動しています。市民が、認知症に関しての悩みや困りごと等を速やかに相談できるよう、地域包括支援センターの業務内容等について一層の周知に努めます。

※チームオレンジ：認知症の方の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組みで、認知症の方本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターで構成・支援するチーム

（３）保健・福祉事業

保健、福祉、住民ボランティア、ＮＰＯ、民間事業者等多様な主体とのネットワークを構築し、高齢者が要介護状態にならないよう効果的な事業の推進に努めます。

また、高齢者に対する保健事業として、「第２次健康日本21こうなん計画」に基づき、高齢者の健康づくりに取り組んでいきます。

サービス名	内　　容	サービス名	内　　容
介護支援	訪問理髪	ひとり暮らし、高齢者世帯への支援	緊急通報システムの設置
	紙おむつ購入費用助成		福祉電話の設置
	在宅寝たきり老人等介護慰労		日常生活用具の給付
	寝具洗濯		救急医療情報キット(安心キット)の配布
その他	高齢者集合住宅の住み替え助成 住宅改善費用の助成		
	タクシー料金の助成		
	外国人高齢者福祉手当の支給		

（４）高齢者の生きがいづくり

老人クラブや高齢者教室、スポーツ活動など、高齢者が喜びと生きがいを感じることができるよう積極的に支援します。また、身近な場所に高齢者の憩いの場、健康や生きがいづくりの場を確保し、その利用の促進に努めます。

シルバー人材センターと連携しながら、高齢者が持つ技能を生かすことで社会参加ができるように生活支援サービスを構築するなど、高齢者の希望に沿った生きがい就労の推進に取り組みます。

（５）だれもが暮らしやすいまちづくり

高齢者の身体的機能の低下に配慮した住宅環境の整備により、高齢者の在宅生活の安定を早期に図ります。

地域コミュニティの形成を支援するとともに、高齢者が自由に社会参加できる社会基盤の整備や防犯活動、防災対策に努めます。

5　第８期計画の介護保険料

介護保険事業費の見込み額等から算出した、第１号被保険者の保険料基準月額は、5,349円となります。なお、第８期計画より第11段階、第12段階を設定します。また、普通徴収の仮算定を廃止し、納期を８期として、８月より徴収を開始します。

所得段階	対　象　者	所得段階別割合	保険料（年額）
第１段階	・生活保護を受けている方 ・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.50 →0.30	19,200円
第２段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	0.75 →0.50	32,000円
第３段階	・市民税を課税されていない世帯に属し、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75 →0.70	44,900円
第４段階	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	57,700円
第５段階	・世帯の誰かが市民税を課税されているが、本人は市民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	64,100円
第６段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,000円
第７段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	83,400円
第８段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	96,200円
第９段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	1.70	109,100円
第10段階	・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.80	115,500円
第11段階	**・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方**	**1.90**	**121,900円**
第12段階	**・本人が市民税を課税されており、かつ合計所得金額が1,000万円以上の方**	**2.00**	**128,300円**

※市民税を課税されていない世帯に属する方が対象である第１～３段階は、国の方針により消費税率の引上げ分を財源に軽減されています。
※所得段階の数、対象となる条件及び基準額に乗じる割合は、各保険者（市町村等）ごとに異なります。

高齢者の総合相談窓口、地域包括支援センター

江南市内に住む65歳以上の高齢者の方の相談窓口

介護保険や高齢者福祉サービスの問い合わせは、市役所健康福祉部高齢者生きがい課をはじめ、市内に3カ所設置している地域包括支援センターの相談窓口をご利用ください。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるような高齢者の身近な相談窓口であるとともに、介護予防に関するケアマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行っています。また、介護予防の周知啓発のための出前講座や地域づくり・地域活動のお手伝いもしております。なお、お住まいの地区により、担当が決まっています。

江南北部地域包括支援センター

住　　所　江南市河野町五十間4番地（フラワーコート江南内）
電　　話　0587−57−2155
担当地区　後飛保町、藤ヶ丘、松竹町、河野町、宮田町、宮田神明町、村久野町、東野町（岩見）、前飛保町（緑ヶ丘、藤町以外）、小杁町、勝佐町、鹿子島町、草井町、小脇町、慈光堂町、中般若町、般若町、和田町

江南中部地域包括支援センター

住　　所　江南市高屋町大松原137番地（江南厚生病院内）
電　　話　0587−51−3322
担当地区　赤童子町（大間、栄、桜道、白山、良原以外）、石枕町、尾崎町、北野町、古知野町、山王町、高屋町、野白町、飛高町、前野町、宮後町、前飛保町(緑ヶ丘、藤町)、山尻町、江森町

江南南部地域包括支援センター

住　　所　江南市上奈良町緑48番地（佐藤病院内）
電　　話　0587−55−5470
担当地区　赤童子町（大間、栄、桜道、白山、良原）、大間町、上奈良町、島宮町、東野町（岩見以外）、今市場町、大海道町、小郷町、木賀町、木賀東町、木賀本郷町、北山町、五明町、曽本町、小折町、小折東町、小折本町、田代町、天王町、中奈良町、布袋町、布袋下山町、南山町、安良町、寄木町、力長町

第8期江南市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画　概要版

発　行　日　令和3年3月
発行・編集　江南市役所　健康福祉部　高齢者生きがい課
〒483−8701　江南市赤童子町大堀90番地
電　話　0587−54−1111（代）
ＦＡＸ　0587−56−5951